善通寺市手話言語条例をここに公布する。

令和６年１２月２０日

善通寺市長　　辻　村　　修

善通寺市条例第１９号

善通寺市手話言語条例

前文

言語は、お互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かすことができないものです。

手話は、手や指、体の動き、表情を使って視覚的に意思を伝え合うために必要な言語です。

しかし、手話が言語として認められてこなかったこと等から、ろう者や手話を必要とする人（以下「ろう者等」という。）は不便や不安を感じながら生活していました。

このような状況の中、障害者の権利に関する条約（平成２６年条約第１号）や障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）において手話が言語として位置付けられましたが、それに対する理解や啓発、環境整備は、いまだ十分であるとは言えず、ろう者等がいつでもどこでも容易に情報を得ることができ、意思疎通を十分に図ることができる社会となるよう取り組むことが求められています。

本市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、社会的認知の拡大を図ることにより、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合いながら多様性を認め合う共生社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に推進するための施策を定めることにより、誰もが地域で支え合いながら安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　手話　手若しくは指、体の動き又は表情を使って概念又は意見を視覚的に表現する言語をいう。

⑵　ろう者　聴覚に障がいのある者のうち、手話を言語として、日常生活及び社会生活を営む者をいう。

⑶　手話を必要とする人　ろう者以外で日常生活及び社会生活を営む中で手話を必要とする者をいう。

⑷　市民　市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

⑸　事業者　市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

⑹　合理的配慮　障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣行、観念等を取り除くことが必要とされる場合で、その実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。

（基本理念）

第３条　手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であるという認識に基づき、誰もがお互いに人格及び個性を尊重することを基本として行うものとする。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者等に対する合理的配慮を行うとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（市民の役割）

第５条　市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

２　ろう者等は、市が推進する施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者等が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備する等、合理的配慮を行うとともに、市が推進する施策に

協力するものとする。

（施策の推進）

第７条　市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

⑴　手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策

⑵　手話による情報の発信及び情報を得る機会の拡大のための施策

⑶　誰もが意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の整備のための施策

⑷　手話通訳者等の確保及び養成その他手話による意思疎通支援者のための施策

⑸　手話を学ぶ機会の確保に関する施策

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

２　市は、前項に規定する施策を推進するときは、ろう者等その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和７年１月１日から施行する。